

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
北足立郡伊奈町大字小室字別所四 四〇九番一地先から同郡同町大字 小室字志久四六九一番一地先まで	北足立郡伊奈町大字小室字別所三 〇四六番一地先から同郡同町大字 小室字志久四六九二番一地先まで	区 間
七・八〇〇四三・三〇	六・八五〇七・四五	敷地の幅員 (メートル)
一〇八七・二〇	五三六・〇五	延 長 (メートル)
旧Aは伊奈町道として引き継ぐ。新Bのうち一部区間は、上尾蓮田線の重複箇所がある。		備 考